

出入口等の道路工事施行承認申請にあたって

埼玉県越谷県土整備事務所 管理担当

1. 申請者の皆様へ

駐車場への出入口を設置するために、県管理道路の歩道切り下げやガードレールの撤去等の工事を行う場合は、道路法第24条に基づく手続きが必要となります。

また、工事に要する費用は、道路法第57条により申請者の負担となります。
工事に完成した物件は、埼玉県に寄付していただき、以後埼玉県が管理をいたしますので、申請は埼玉県の基準に適合した内容でお願いいたします。

2. 出入口の設置箇所数について

出入口の設置箇所は、同一敷地について1箇所としてください。但し、交通処理上の理由から特に必要と認められる場合であって、相互の間隔を原則として8m以上とするときは、2箇所とすることができます。

3. 出入口の設置場所について

(1) 出入口の設置場所は、原則として次に掲げる場所以外であって道路交通上最も支障が少ないと認められる場所とすること。

- ア 道路の交差部、接続部又は屈曲部から5m以内の部分
- イ 横断歩道(停止線)から5m以内の部分
- ウ バス停留所から10m以内の部分及びバス停車帯の部分
- エ 消防用施設の設置場所から5m以内の部分
- オ 火災報知器の設置場所から1m以内の場所
- カ 地下道、地下鉄の出入口及び横断歩道橋の昇降口から5m以内の部分
- キ その他、道路管理及び交通安全上支障があると認められる部分

(2) 出入口は、隣接敷地との境界から4m以上、既存の出入口から8m以上の間隔を保って設置するようお願いします。

なお、隣接する敷地について別個に出入口を計画する場合においては、共同の出入口1箇所だけで設置するようお願いします。

(3) 出入口は、街路樹、大型標識、道路照明灯その他の道路施設の移設が生じない位置に設置するようお願いします。

なお、やむを得ない理由により道路施設の移設を行う場合は、その費用も申請者の負担となります。

また、既存の占用物件(電柱、支線等)の移設が必要となる場合は、移設についての占有者の同意書(写し)を添付してください。

(4) 水路の工事が伴う場合は、水路管理者の許可が必要となる場合がありますので、事前に確認してください。

4. 開口部の幅について

開口幅は、自動車の区分によって次表のように定まっておりますが、歩道、ガードレール等は歩行者等の安全を守るために設置しておりますので、必要最小限での計画をお願いいたします。

自動車の区分	開口部の幅
小型自動車	4.2m以下
大型自動車	8.0m以下

※上記に該当しない自動車については、道路全幅を使用した軌跡図を作成していただき、それに基づき開口幅を決定することになります。

5. 開口部の構造について

(1) 道路排水施設

- ① 開口幅が4.2m以下の場合、側溝を厚蓋対応側溝に替えていただきます。
- ② 開口幅が4.2mを超える場合、側溝をボックスカルバートに替えていただきます。

(2) 舗装

- ① 舗装構造を歩道用から出入口用に替えていただきます。
- ② 原則として、舗装打換範囲は開口幅に影響範囲として両側に0.6mを加えさせていただきます。

(3) 歩車道境界ブロック

開口部の両側にある境界ブロックを、すりつけ用ブロックに替えて頂きます。

6. その他

(1) 付加車線の設置

1日当りの自動車交通量が10,000台を超える道路に面して大規模な工場、市場、トラックターミナル、流通センター、住宅団地その他これらに類する施設への出入口を設置する場合で、当該出入口の設置により道路交通に著しい支障を与えるおそれがあると認められる場合は、付加車線の設置をお願いすることがあります。

(2) 車止め等の設置

歩道内における自動車の通行若しくは駐車又は自動車のはみ出しを防止するために、車止めや柵等の設置をお願いすることがあります。

※上記に記載した内容は、基本的なことであり申請地によって対応が異なります。担当者と日程調整の上、次のものを持参して事前相談をしていただきますようお願いいたします。

- ① 現況図(特に側溝の形状、蓋の厚さ、既設境界ブロックの寸法等)
- ② 計画図(用途、建物配置、駐車スペース等)
- ③ 写真(全面から全体を撮影したもの。側溝等の形状がわかるもの)

出入口の舗装構成

アスファルト舗装 標準構成

車種別区分	アスファルト混合物		路盤	合計厚
	表層	基層	再生切込碎石 (RC-40)	
乗用、小型貨物自動車等 (2.5t程度)	5cm		25cm	30cm
普通貨物、大型貨物自動車等 (6.5t以下)	5cm	5cm	25cm	35cm
大型貨物自動車等 (6.5t超)	5cm	10cm	30cm	45cm

コンクリート(カラー)平板舗装 標準構成

車種別区分	ブロック	モルタル	上層路盤	下層路盤	合計厚
			再生粒調碎石 (RM-40) *	再生切込碎石 (RC-40)	
乗用、小型貨物自動車等 (2.5t程度)	6cm	3cm	10cm	15cm	34cm
普通貨物、大型貨物自動車等 (6.5t以下)	6cm	3cm	15cm	25cm	49cm
大型貨物自動車等 (6.5t超)	6cm	3cm	30cm	30cm	69cm

インターロッキングブロック舗装 標準構成

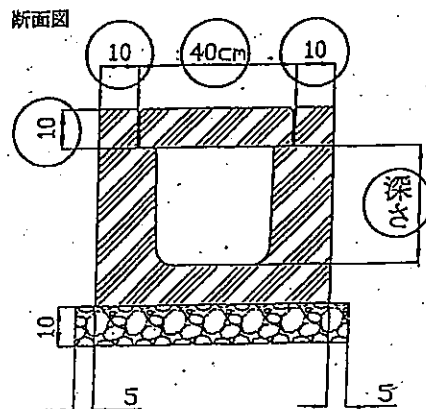
車種別区分	ブロック	モルタル	上層路盤	下層路盤	合計厚
			再生粒調碎石 (RM-40) *	再生切込碎石 (RC-40)	
乗用、小型貨物自動車等 (2.5t程度)	8cm	3cm	10cm	15cm	36cm
普通貨物、大型貨物自動車等 (6.5t以下)	8cm	3cm	15cm	25cm	51cm
大型貨物自動車等 (6.5t超)	8cm	3cm	30cm	30cm	71cm

(注)セミトレーラ連結車等、これにより難い場合は別途検討すること。

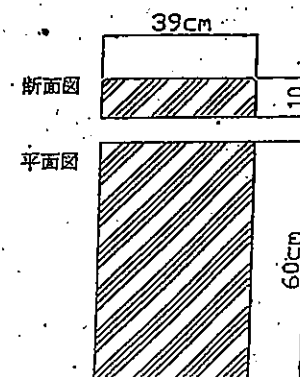
*再生粒調碎石(RM40)の供給が困難な場合は、粒調碎石(M-40,30)とする。

横断用側溝

側溝



側溝蓋

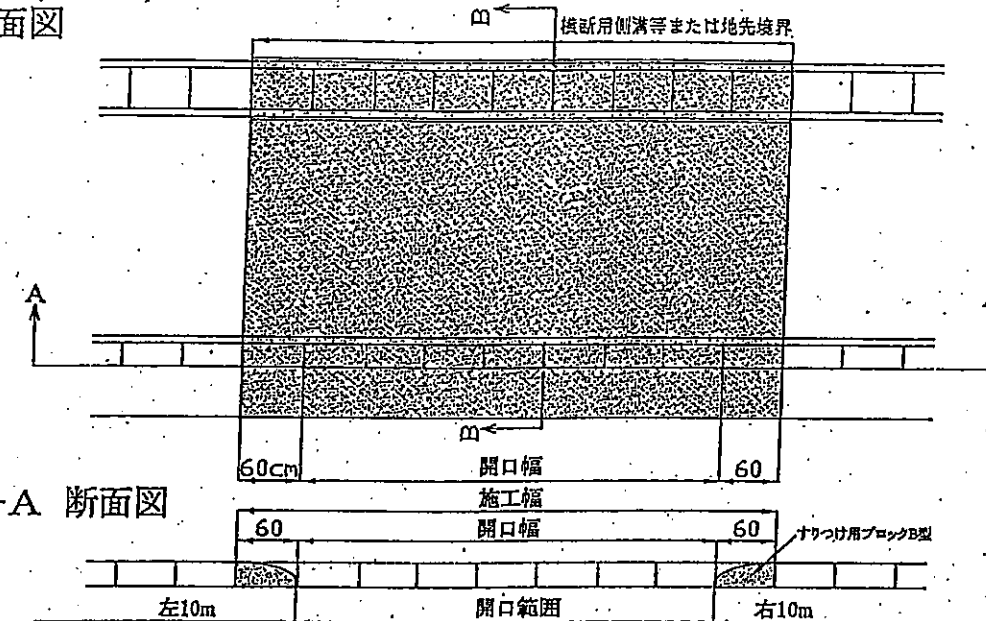


側溝は交換不要になる場合があります。施工範囲全体と赤○内の寸法が確認できる写真を提出してください。

開口部の構造

フラット型

平面図

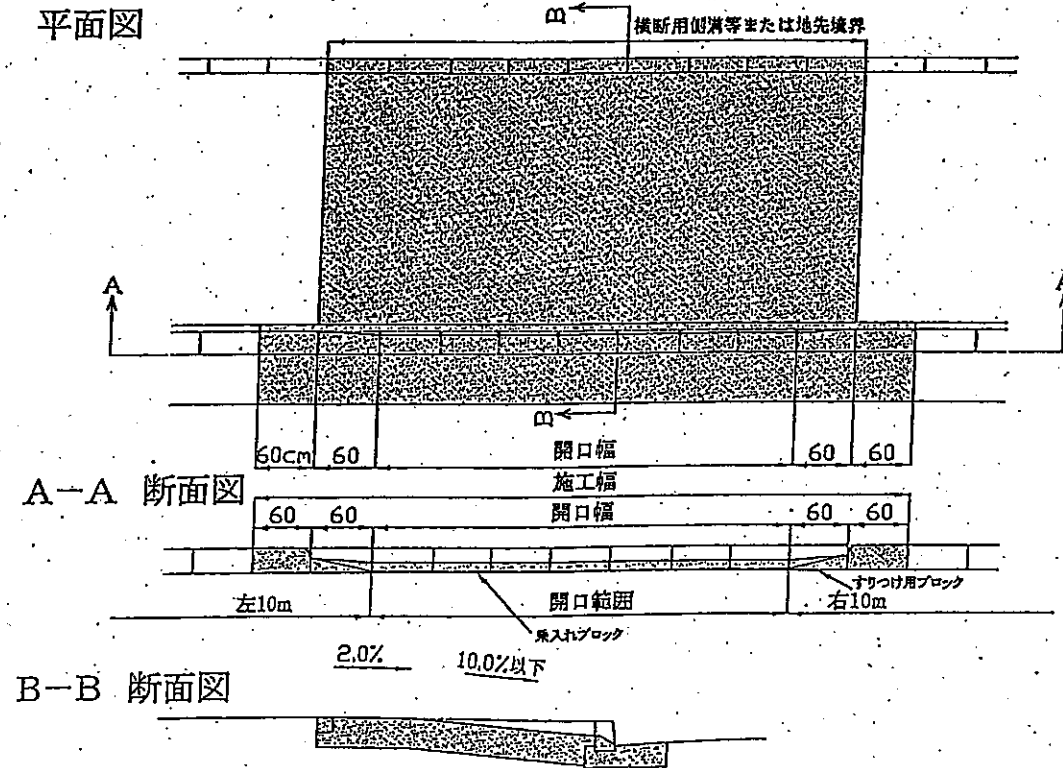


A-A 断面図

B-B 断面図

マウントアップ型

平面図



A-A 断面図

B-B 断面図

開口範囲及びその左右10mの状況が判る写真を提出してください。(連続写真可)

本資料によりがたい場合は別途考慮する。